第２期三田市循環型社会形成推進地域計画

令和４年12月作成

目　　次

１　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
２　循環型社会形成推進のための現状と目標 3
３　施策の内容 6
４　計画のフォローアップと事後評価 12

循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧 13
添付資料－１　対象地域図 15
添付資料－２　トレンドグラフ 16
添付資料－３　生活排水処理に関する計画図 18
添付資料－４　ハザードマップ 19
添付資料－５　国土強靱化地域計画 20
様式１ 21
様式２ 24
参考資料様式１，２，７，８ 25

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（１）対象地域

構成市町名　　三田市

面　　積　　210.32km^2

人　　口　　109,072 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）

（２）計画期間

本計画は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直す。

（３）基本的な方向

三田市（以下、「本市」という。）は、兵庫県の東南部に位置し、神戸市市街地より六甲山系を越えて北へ約 25km、大阪市より北西へ約 35km の圏域にある。平坦地は、これら川沿いに細長く広がり、武庫川流域が最大の農用地帯となっており、その南端の三田・三輪地区に市街地が形成されている。南西部の丘陵地帯には、北摂三田ニュータウンやつつじが丘地区の整備が進み、新たな市街地が形成されている。

本市では、平成 19 年 3 月に「新・さんだスリムビジョン －三田市ごみ減量化・資源化計画－」（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者と一体となって取り組みを進めてきた。平成 30 年 10 月には、前計画の後継計画となる「第４次三田市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量・リサイクル及び適正処理に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進している。また、令和 4 年度に「第４次三田市一般廃棄物処理基本計画」の中間見直しを実施している。

事業系ごみについて、燃やすごみは近年横ばい傾向であるが、粗大ごみ・燃やさないごみが減少傾向であるため、資源ごみを除く量全体としては減少傾向である。資源ごみである剪定枝のリサイクルに平成 24 年度から取り組んでいることにより、再生利用率の向上に貢献している。

生活系ごみについて、平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間を「家庭ごみ 10％減量大作戦」と題して、平成 19 年度の生活系ごみ排出量から 10%削減を目標に取り組んだ結果、その目標を達成することができた。しかし平成 23 年度以降は微減傾向であり、更なる発生抑制及び再生利用の推進を図る。

再生利用率について、剪定枝のリサイクルに取り組んだことにより平成 29 年度には 17.5％に向上しており、更なる再生利用の推進を図る。

生活排水処理に関しては、し尿及び浄化槽汚泥は収集し、市のし尿処理施設において処理を行っている。し尿については、公共下水道や農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併浄化槽の普及進捗により収集戸数が減少し、処理量も年々減少傾向である。浄化槽

汚泥については、合併浄化槽等から下水道への切替えが進み、汚泥処理量は減少傾向である。今後も、合併浄化槽の普及や、下水道への接続の推進を図る。

（４）ごみ処理の広域化の検討

三田市は、平成 10 年に作成された兵庫県ごみ処理広域化計画において市単独ブロックに位置づけられている。なお兵庫県ごみ処理広域化計画は、平成 30 年にパブリックコメントを実施された兵庫県廃棄物処理計画に統合されたが、ここでは具体的なブロック分けは行われておらず、「地域のごみ処理状況、財政状況等実情に精通した市町が事業実施主体として、広域化を検討する」とされている。

三田市に隣接する自治体の現状をみると、神戸市は市内施設の集約化を行い平成 29 年度に新たなごみ処理施設の供用を開始したところである。宝塚市は平成 27 年に新たなごみ処理施設の基本構想を策定され、令和 14 年度に供用開始を予定している。加東市の旧社町・旧東条町地区（本市と隣接）は小野市との共同により小野加東環境施設事務組合で広域処理を行っており、加西市が平成 25 年にこれに参加を表明した。（なお、加東市の旧滝野町地区（本市と隣接していない）は西脇市・多可町との共同により北播磨清掃事務組合で広域処理を行っている。）丹波篠山市は単独で運営している清掃センターの基幹的設備改良工事を令和 2 年度まで実施され、その後 10 年間の供用を予定している。猪名川町は川西市と豊能町及び能勢町とのごみ処理の広域化がすでに導入されている。三木市は令和 11 年度稼働開始を目標に、単独での新ごみ処理施設整備の方針を定めた。

国では、東日本大震災を契機にごみ処理施設の災害対策と広域処理の必要性が再確認されており、また廃棄物エネルギー利活用の効率性の観点からも広域処理が推進されている。しかしながら、隣接する各自治体のごみ処理施設は、ある一定規模以上の施設が多く単独設置も可能であること、建て替えの時期や各市の施設を取り巻く事情等もあり、最大限広域化の検討を行ったが、今回は単独での実施が適当と判断した。

したがって三田市の新ごみ処理施設整備については、関係市との協議を行ったものの広域化のめどが立たないことから、市単独で行うものとする。

（５）プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源は当面の間燃やすごみとして焼却処理を継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

（１）一般廃棄物等の処理の現状

令和３年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図１のとおりである。

なお、蒸気は場内温水供給に利用している。

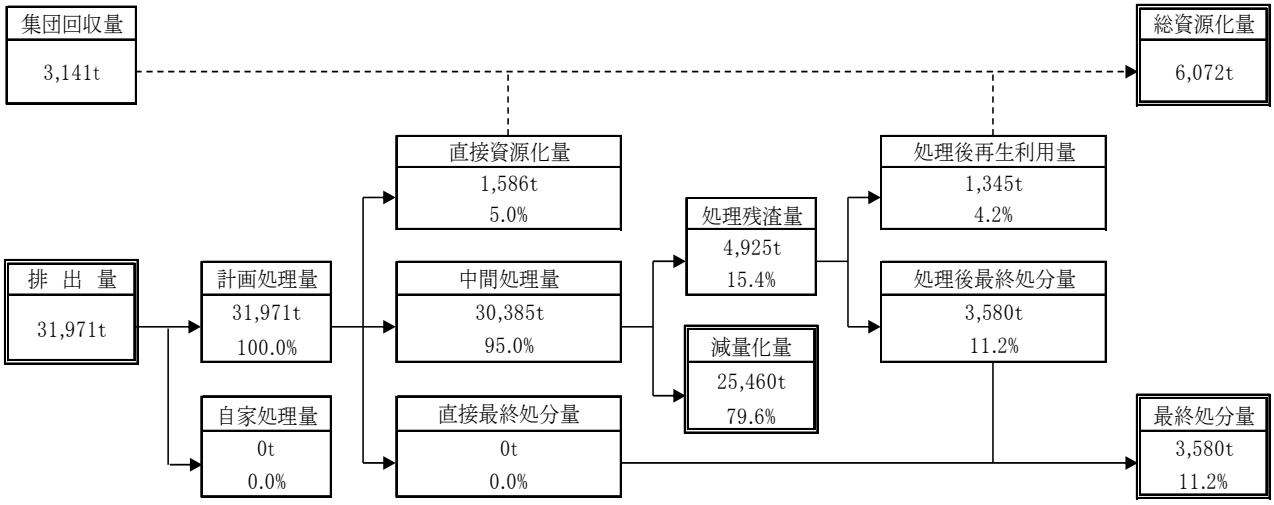

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図１　一般廃棄物の処理状況フロー（令和３年度）

（２）生活排水の処理の現状

令和３年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出量は図２のとおりである。

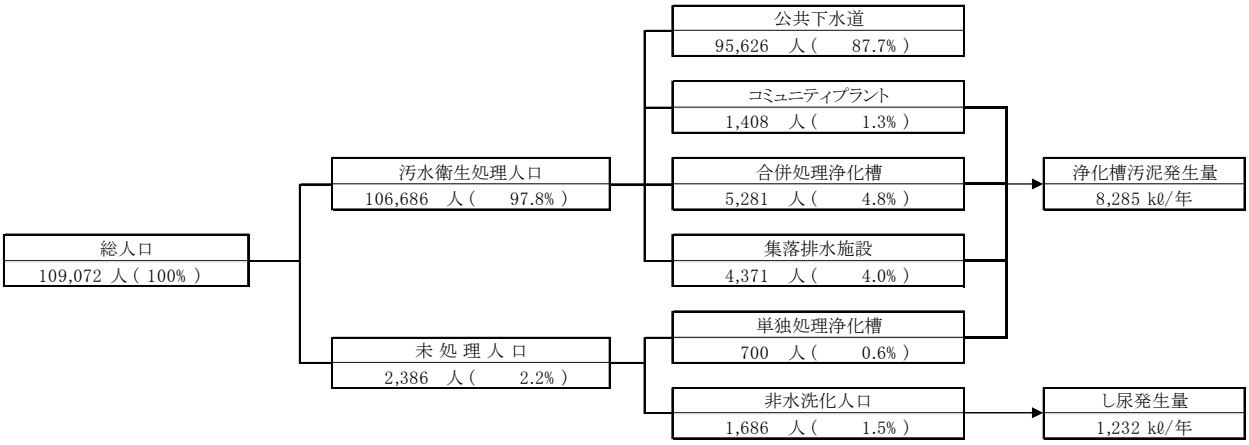

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図２　生活排水の処理状況フロー（令和３年度）

（３）一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表１のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表１　減量化・再生利用に関する現状と目標

指　　標		現　状（割合※1）（令和3年度）		目　標（割合※1）（令和12年度）	
排　出　量	事業系　総排出量	9,675 トン		9,212 トン	（ −4.8% ）
	1事業所当たりの排出量※2	3.05 トン/事業所		2.93 トン/事業所	（ −3.9% ）
	家庭系　総排出量	22,296 トン		18,549 トン	（ −16.8% ）
	1人当たりの排出量※3	198 kg/人		174 kg/人	（ −12.1% ）
	合　計　事業系家庭系排出量合計	31,971 トン		27,761 トン	（ −13.2% ）
再生利用量	直接資源化量	1,586 トン	（ 5.0% ）	1,444 トン	（ 5.2% ）
	総資源化量	6,072 トン	（ 17.3% ）	5,576 トン	（ 18.3% ）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	— MWh — GJ		12,562 MWh — GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	3,580 トン	（ 11.2% ）	3,172 トン	（ 11.4% ）

※1　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2（1事業所当たりの排出量）＝{（事業系ごみの総排出量）−（事業系ごみの資源ごみ量）}／（事業所数）

※3（1人当たりの排出量）＝{（家庭系ごみの総排出量）−（家庭系ごみの資源ごみ量）}／（人口）

《指標の定義》

排　出　量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量　：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

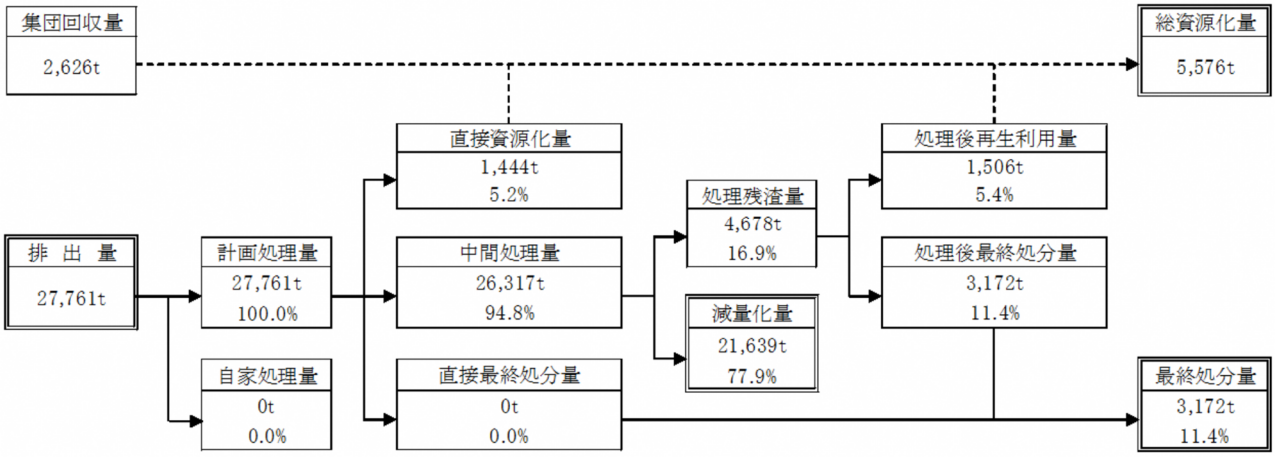

図３　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和１２年度）

（４）生活排水処理の目標

生活排水処理については、表２に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表２　生活排水処理に関する現状と目標

		令和3年度実績	令和12年度目標
処理形態別人口	公共下水道	95,626 人　（ 87.7% ）	91,913 人　（ 88.5% ）
	コミュニティプラント	1,408 人　（ 1.3% ）	1,142 人　（ 1.1% ）
	合併処理浄化槽等	5,281 人　（ 4.8% ）	4,777 人　（ 4.6% ）
	集落排水施設等	4,371 人　（ 4.0% ）	3,843 人　（ 3.7% ）
	未処理人口	2,386 人　（ 2.2% ）	2,181 人　（ 2.1% ）
	合　計	109,072 人	103,856 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	8,285 kℓ	7,377 kℓ
	浄化槽汚泥量	1,232 kℓ	1,118 kℓ
	合　計	9,517 kℓ	8,495 kℓ

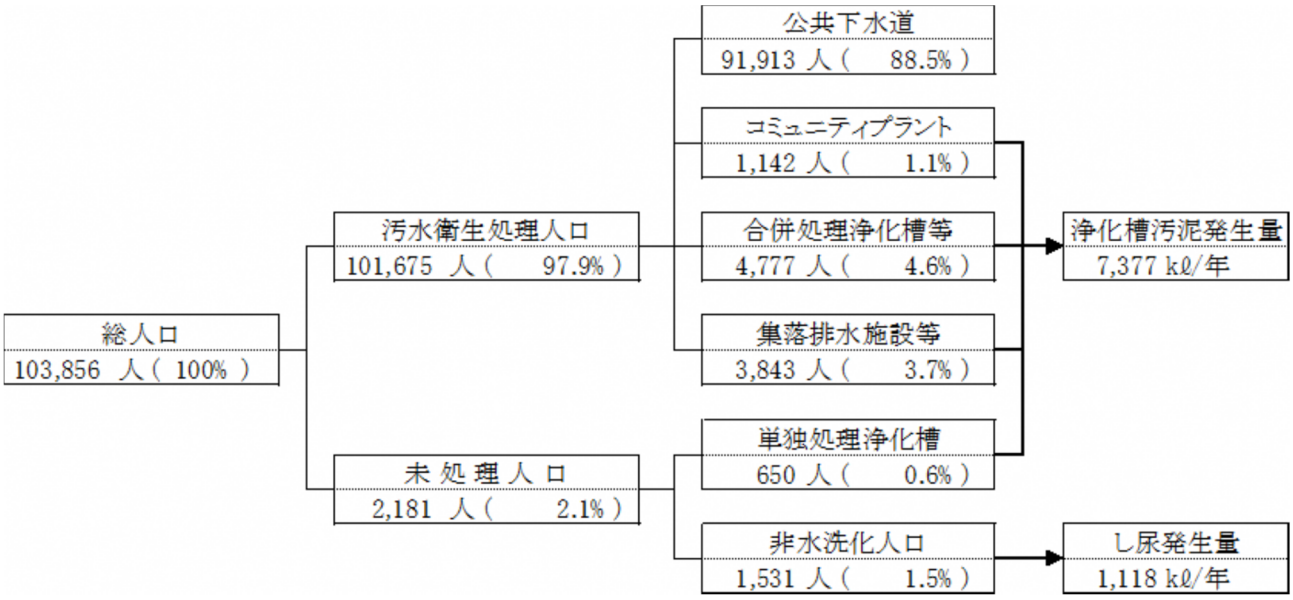

図４　目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和１２年度）

３．施策の内容

（１）発生抑制・再使用の推進

ア　有料化

生活系ごみについては、現在、燃やすごみ、燃やさないごみ、ペットボトル、空きビン・スプレー缶の市指定袋（有償）を導入し、粗大ごみは有料収集を行っている。今後、他のごみ種についても、処理原価に見合った手数料となるように、クリーンセンター搬入手数料の見直し、有料化についても検討を行う。

事業系ごみについては、排出者責任の原則を踏まえて、処理原価に見合った手数料となるように、クリーンセンター搬入手数料の見直しを検討する。

イ　生活系ごみの減量化・分別収集

現行のごみの出し方のルールを守り、ごみを資源として有効に活用できるように、分別の必要性を市民に伝え、分別排出の徹底を図る。転入者等に対しても、ごみ減量化・分別排出の徹底を図れるように、転入時に「家庭ごみと資源の分別と出し方ハンドブック」等により啓発に取り組む。

現在、「三田市レジ袋ゼロ推進懇話会」（市民、事業者、行政）によるレジ袋の削減やマイバック運動に取組んでいる。

ウ　事業系ごみの減量化・分別収集

事業者には減量化・分別排出の徹底を図るように、収集運搬許可業者には分別収集の徹底を図るように啓発を行う。また、小規模事業所のごみ減量化・資源化を促進するため、市内の収集運搬許可業者及び資源回収業者の情報提供を推進する。

現在、ごみの減量等に積極的に取り組む事業者については、市ごみ減量・リサイクル推進優良事業所の認定を行っている。

エ　食品ロス削減に向けた取り組みの推進

市広報等で食品ロス削減の必要性を周知するとともに、生鮮食品などの「てまえどり運動」や「３ゼロ（「買いすぎゼロ」「作りすぎゼロ」「食べ残しゼロ」）」運動など小売店舗・三田市商工会等と連携した啓発を行う。また、事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化を促進するための情報を提供する。

現在、市内企業等と連携し、こども食堂や一人暮らし学生への食品支援として「フードドライブ」や「フードバンク」を行っている。

オ　情報の発信と共有

日常生活で取り組める食品ごみ減量の工夫を紹介する等、市民への情報提供を充実させ

る。また、大規模事業所等による先進的な取り組みや資源化ルート情報の共有等、事業者相互の情報交換の仕組みづくりを行う。さらに、ハンドブック、広報紙、チラシ、ホームページ、出前講座など多様な手段により情報提供を行う。

カ　環境教育・環境学習・住民サービス

循環型社会に向けた環境教育・啓発として以下の取り組みを行う。

・クリーンセンターの施設見学会の実施
・グリーンコンシューマーの育成
・地域の美化に取り組むクリーンデーの実施
・学校教育や生涯学習の場での環境学習・環境教育の推進
・市内事業者等と連携した環境学習・環境教育プログラムの作成
・ごみ出しを負担に感じる高齢者世帯・障害者世帯に対する福祉収集の検討
・ガラス工芸館と連携した活動（廃ガラス瓶等によるガラス細工体験等）
・ごみ発電のエネルギーをＰＲした地球温暖化対策の啓発
・ごみ処理の仕組みや資源循環（リサイクル）の見える化（情報プラザ）
・啓発モニターや見学スペース・通路等を整備し、常設の施設見学や体験学習

キ　分別収集の拡充

プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物など分別収集の対象拡充を検討する。

ク　地域における自主的なごみ減量活動への支援

再生資源集団回収運動奨励事業を継続し、ごみ集積施設の整備にかかる費用の一部を補助する等、地域における自主的なごみ減量活動への支援を行う。また、再生利用可能な紙等について、回収を進めるための情報提供を行う。

ケ　拠点回収・店頭回収の拡充

再生利用可能な紙等について、公共施設等での拠点回収を継続する。食品トレイ、牛乳パック等については、拡大生産者責任の観点から事業者に店頭回収の拡大を要請する。

コ　生活排水対策

家庭等から排水される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

・広報活動の実施
・廃油ポット、三角コーナーネット等の排出抑制用品の使用の啓発
・無リン洗剤、石鹸の使用

（２）処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法については、表３のとおりである。

本市では、8 種 10 分別方式（「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「ペットボトル」、「空きびん」、「古紙」、「蛍光管」、「筒型乾電池」）で、市直営と民間業者への委託により収集している。

現状、中間処理施設として「三田市クリーンセンター（「ごみ焼却施設」、「粗大ごみ処理施設」および「リサイクルセンター」)」を有し、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「ペットボトル」、「空きびん」の処理を行っている。今後は、三田市クリーンセンターの老朽化や、さらなる資源化・ごみ焼却余熱利用に対応するために、新たなごみ処理施設の整備を進める。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

市内の事業所等から排出される事業系一般廃棄物については、事業者自らが事前予約のうえクリーンセンターに搬入するか、三田市が許可する事業系一般廃棄物収集運搬業者への運搬委託により搬入されている。多量排出事業所に対しては、減量計画書の提出制度を継続し、ごみの自己管理の仕組みづくりを推進する。

ウ　クリーンセンター搬入ごみの検査

クリーンセンターへ搬入されるごみの検査を強化し、搬入不適物に関する指導や、分別排出徹底を促進する。

エ　生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道等の集合処理区域以外の地域で合併処理浄化槽の設置を促進する。

し尿および浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、焼却処理しており、今後も継続する。

表３　三田市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和3年度）

分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
燃やすごみ	焼却	三田市クリーンセンター	大阪湾センター 埋立処分
粗大ごみ	破砕・焼却 再利用 選別・埋立 有価物回収	三田市クリーンセンター （粗大ごみ処理施設）	大阪湾センター 埋立処分
燃やさないごみ			
ペットボトル	選別	三田市クリーンセンター （リサイクルセンター）	売却
エコキャップ	直接資源化	民間事業者	―
小型家電 （ボックス回収）	直接資源化	民間事業者	―
廃食用油	直接資源化	民間事業者	―
空きびん	選別	三田市クリーンセンター （リサイクルセンター）	一部売却
古紙	委託	民間事業者	―
許可業者等処理 （砕石）	委託	民間事業者	―
集団回収	委託	民間事業者	―
蛍光管	直接資源化	民間事業者	民間事業者

今後（令和12年度）

分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
燃やすごみ	焼却	三田市クリーンセンター	大阪湾センター 埋立処分
粗大ごみ	破砕・焼却 再利用 選別・埋立 有価物回収	三田市クリーンセンター （粗大ごみ処理施設）	大阪湾センター 埋立処分
燃やさないごみ			
ペットボトル	選別	三田市クリーンセンター （リサイクルセンター）	売却
エコキャップ	直接資源化	民間事業者	―
小型家電 （ボックス回収）	直接資源化	民間事業者	―
廃食用油	直接資源化	民間事業者	―
空きびん	選別	三田市クリーンセンター （リサイクルセンター）	一部売却
古紙	委託	民間事業者	―
許可業者等処理 （砕石）	委託	民間事業者	―
集団回収	委託	民間事業者	―
蛍光管	直接資源化	民間事業者	民間事業者
筒型乾電池	直接資源化	民間事業者	―

（３）処理施設の整備

ア　廃棄物処理施設

令和10年度稼動開始を目標とし、現在の施設に代わる新たなごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の整備を行う。

整備については、表４のとおり行う。

表４　整備する処理施設

事業番号	整備施設の種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設整備事業	14t/5h	兵庫県三田市香下1676番地	R6～R10	―
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	ごみ焼却施設整備事業	120t/日 (60t日×2炉)	兵庫県三田市香下1676番地	R6～R11 (R6～R12)	―

（整備理由）

事業番号１　現在の粗大ごみ処理施設は、経年による老朽化が進んでいるため。また、循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応を図るため。

事業番号２　現在のごみ焼却施設は、経年による老朽化が進んでいるため。また、さらに効率的な余熱利用を図るため。

イ　合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備については、表５のとおり行う。

表５　合併処理浄化槽への移行計画

事　　業	直近の整備済基数（基）（令和３年度）	整備計画基数（基）	整備計画人口（人）	事業期間	国土強靭化
浄化槽設置整備事業	848	49	147	R5～R11	三田市強靭化計画
公共浄化槽等整備推進事業	―	―	―	―	―
その他地方単独事業	―	―	―	―	―
合　　計	848	49	147		

（４）施設整備に関する計画支援事業

（３）の処理施設の整備に先立ち、表６のとおり計画支援事業を行う。

表６　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
１、２	新ごみ処理施設整備に係る施設整備事業者選定業務	事業者選定支援等	R5 （全体：R4～R5）
２	旧ごみ焼却施設解体工事に係る設計発注支援事業	基本設計等	R8～R9

（５）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア　廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ　不法投棄対策

ごみステーションへの不法投棄について、現地での指導啓発を行う。

ウ　災害時の廃棄物処理に関する事項

「三田市災害廃棄物処理実施計画」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、関係機関、事業者との連携により災害対応の効率化を図るとともに、広域的な処理体制を構築する。

４．計画のフォローアップと事後評価

（１）計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、兵庫県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

（２）事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また､評価の結果を公表するとともに､評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧

◎　循環型社会形成推進地域計画

（添付資料）

１.対象地域図

２.計画開始前５年程度から目標年度までの各年度の人口、事業所数、事業系・生活系総排出量、１事業所当たり・１人当たりの排出量、総資源化量、エネルギー回収量、最終処分量のトレンドグラフ

３.生活排水処理に関する計画図（令和３年度末現在）

４.現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が予想されない地域を除く。）

５．国土強靱化地域計画（事業が記載されている部分の抜粋）

○様式１　循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表１

○様式２　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表２

◇　その他参考資料として以下のものを添付。

	対象とする施設整備・事業
○参考資料様式１ 施設概要(マテリアルリサイクル施設系)	粗大ごみ処理施設整備事業
○参考資料様式２ 施設概要(エネルギー回収施設系)	ごみ焼却施設整備事業
○参考資料様式７ 施設概要（浄化槽系）	浄化槽設置整備事業
○参考資料様式８ 計画支援概要	処理施設整備事業（事業番号1,2）に係る計画支援事業 ・新ごみ処理施設整備に係る施設整備事業者選定業務 ・旧ごみ焼却施設解体工事に係る設計発注支援事業

１．対象地域図

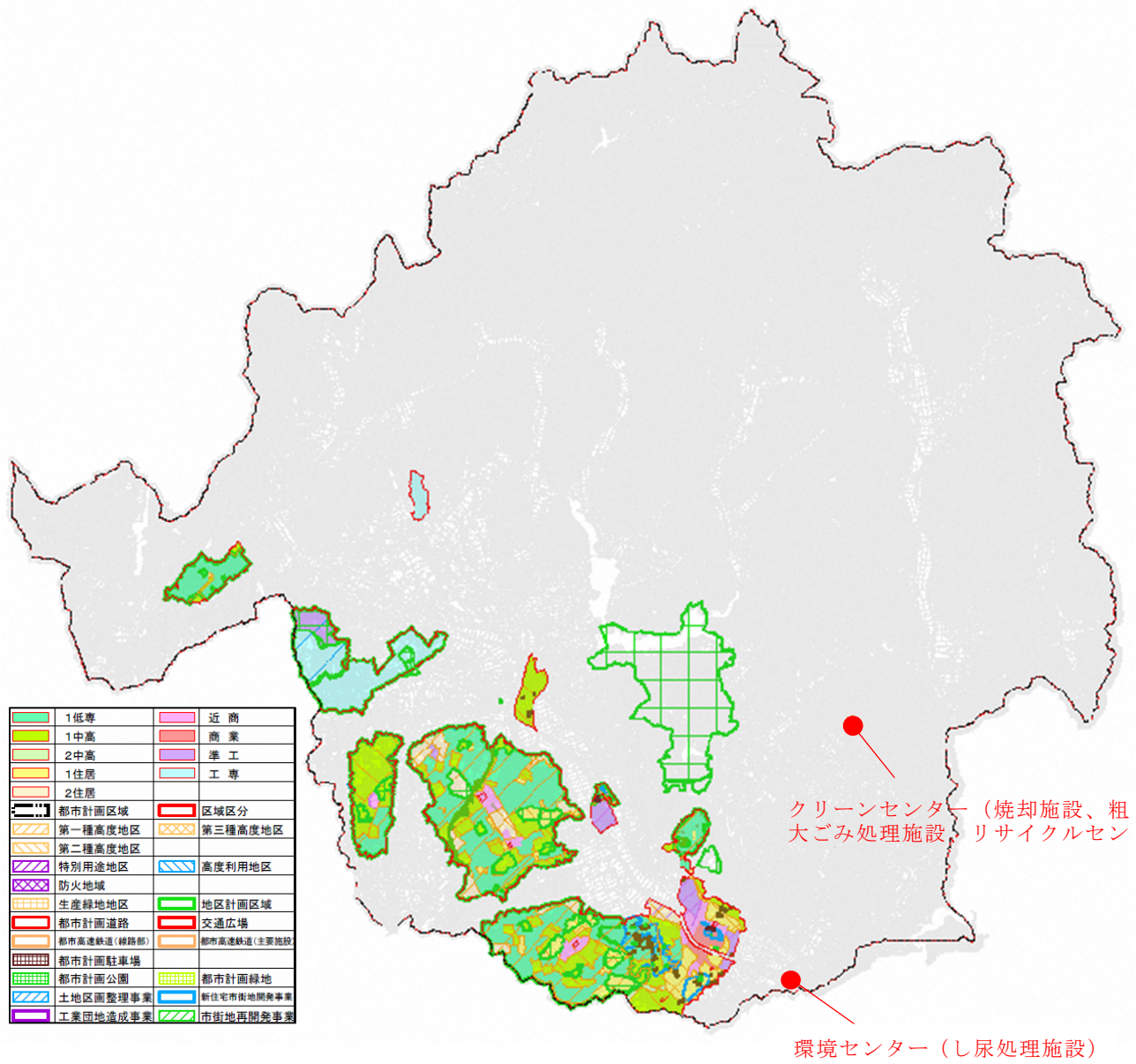
1低専
1中高
2中高
1住居
2住居
都市計画区域
第一種高度地区
第二種高度地区
特別用途地区
防火地域
生産緑地地区
都市計画道路
都市高速鉄道（線路部）
都市計画駐車場
都市計画公園
土地区画整理事業
工業団地造成事業
近 商
商 業
準 工
工 専
区域区分
第三種高度地区
高度利用地区
地区計画区域
交通広場
都市計画緑地
新住宅市街地開発事業
市街地再開発事業
クリーンセンター（焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセン
環境センター（し尿処理施設）

２．トレンドグラフ

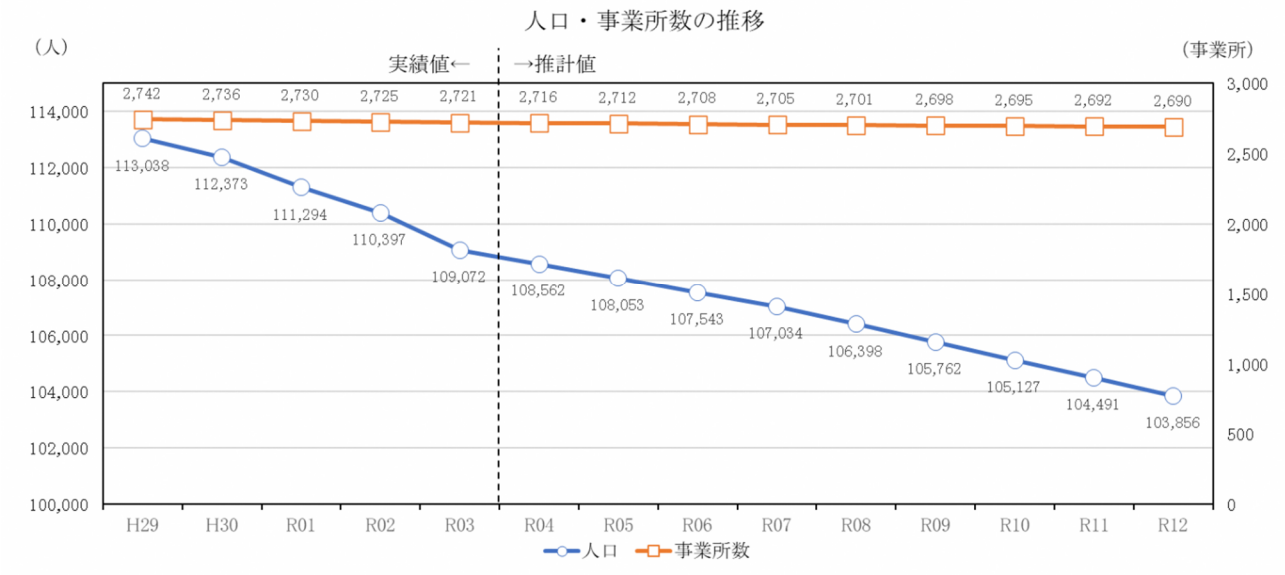
人口・事業所数の推移
(人)
(事業所)
実績値←
→推計値
2,742 2,736 2,730 2,725 2,721 2,716 2,712 2,708 2,705 2,701 2,698 2,695 2,692 2,690
113,038 112,373 111,294 110,397 109,072 108,562 108,053 107,543 107,034 106,398 105,762 105,127 104,491 103,856
114,000 112,000 110,000 108,000 106,000 104,000 102,000 100,000
3,000 2,500 2,000 1,500 1,000 500 0
H29 H30 R01 R02 R03 R04 R05 R06 R07 R08 R09 R10 R11 R12
人口
事業所数

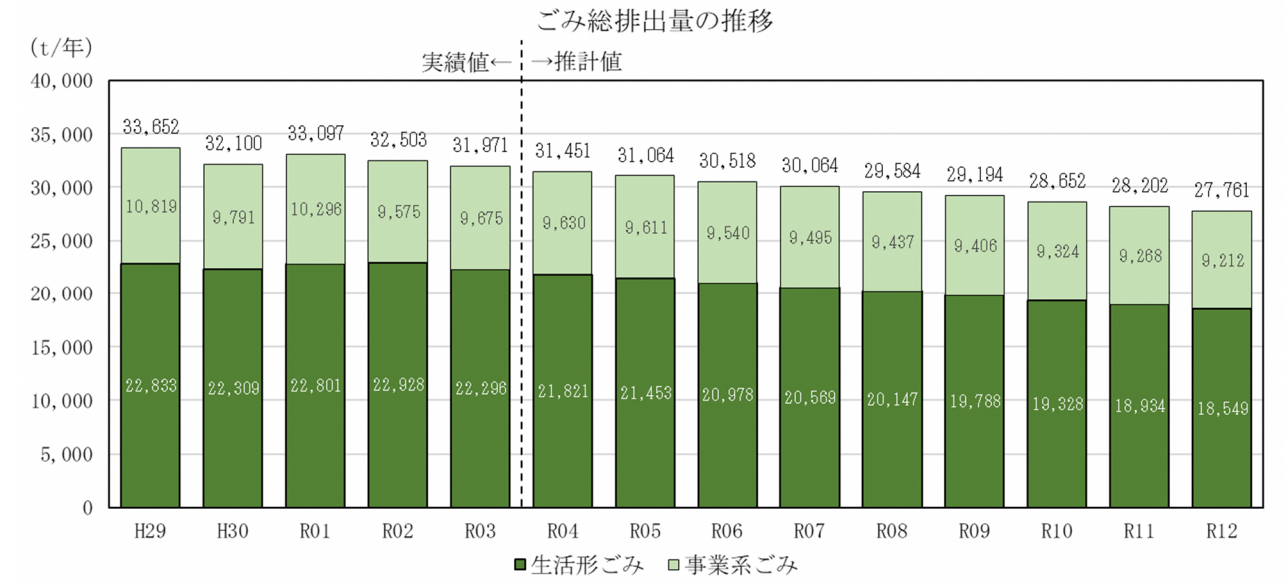
ごみ総排出量の推移
(t/年)
実績値←
→推計値
33,652 32,100 33,097 32,503 31,971 31,451 31,064 30,518 30,064 29,584 29,194 28,652 28,202 27,761
10,819 9,791 10,296 9,575 9,675 9,630 9,611 9,540 9,495 9,437 9,406 9,324 9,268 9,212
22,833 22,309 22,801 22,928 22,296 21,821 21,453 20,978 20,569 20,147 19,788 19,328 18,934 18,549
40,000 35,000 30,000 25,000 20,000 15,000 10,000 5,000 0
H29 H30 R01 R02 R03 R04 R05 R06 R07 R08 R09 R10 R11 R12
生活形ごみ
事業系ごみ

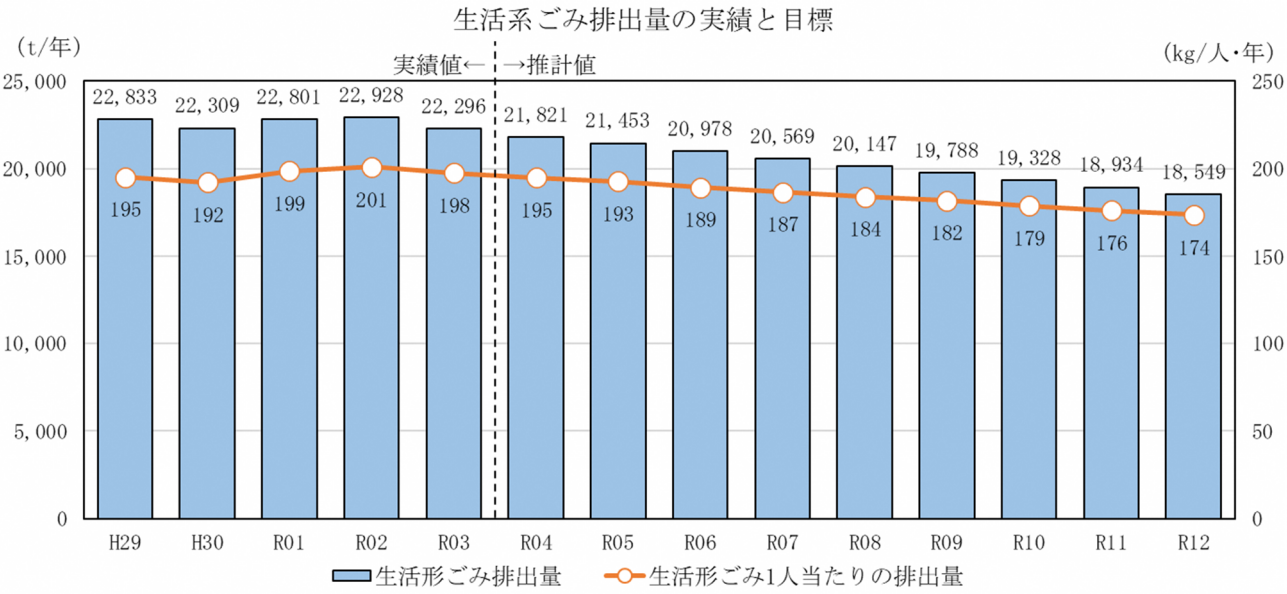
生活系ごみ排出量の実績と目標
(t/年)
(kg/人・年)
実績値←
→推計値
22, 833 22, 309 22, 801 22, 928 22, 296 21, 821 21, 453 20, 978 20, 569 20, 147 19, 788 19, 328 18, 934 18, 549
195 192 199 201 198 195 193 189 187 184 182 179 176 174
25, 000 20, 000 15, 000 10, 000 5, 000 0
250 200 150 100 50 0
H29 H30 R01 R02 R03 R04 R05 R06 R07 R08 R09 R10 R11 R12
生活形ごみ排出量
生活形ごみ1人当たりの排出量

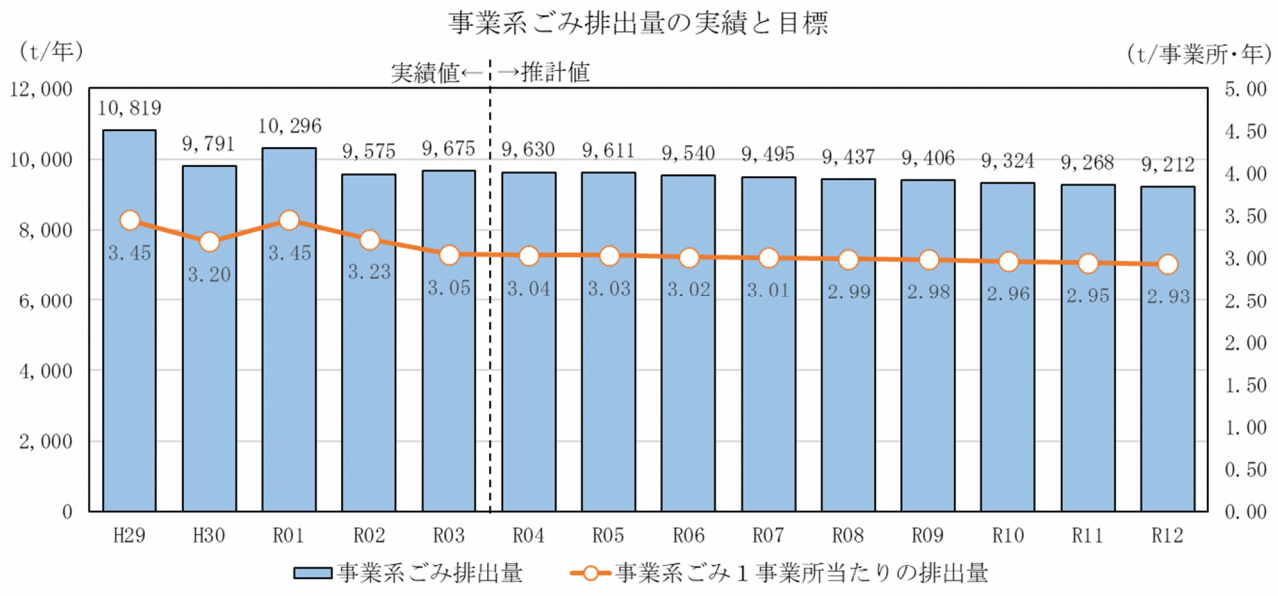
事業系ごみ排出量の実績と目標
(t/年)
(t/事業所・年)
実績値←
→推計値
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
5.00
4.50
4.00
3.50
3.00
2.50
2.00
1.50
1.00
0.50
0.00
10,819
9,791
10,296
9,575
9,675
9,630
9,611
9,540
9,495
9,437
9,406
9,324
9,268
9,212
3.45
3.20
3.45
3.23
3.05
3.04
3.03
3.02
3.01
2.99
2.98
2.96
2.95
2.93
H29
H30
R01
R02
R03
R04
R05
R06
R07
R08
R09
R10
R11
R12
事業系ごみ排出量
事業系ごみ１事業所当たりの排出量

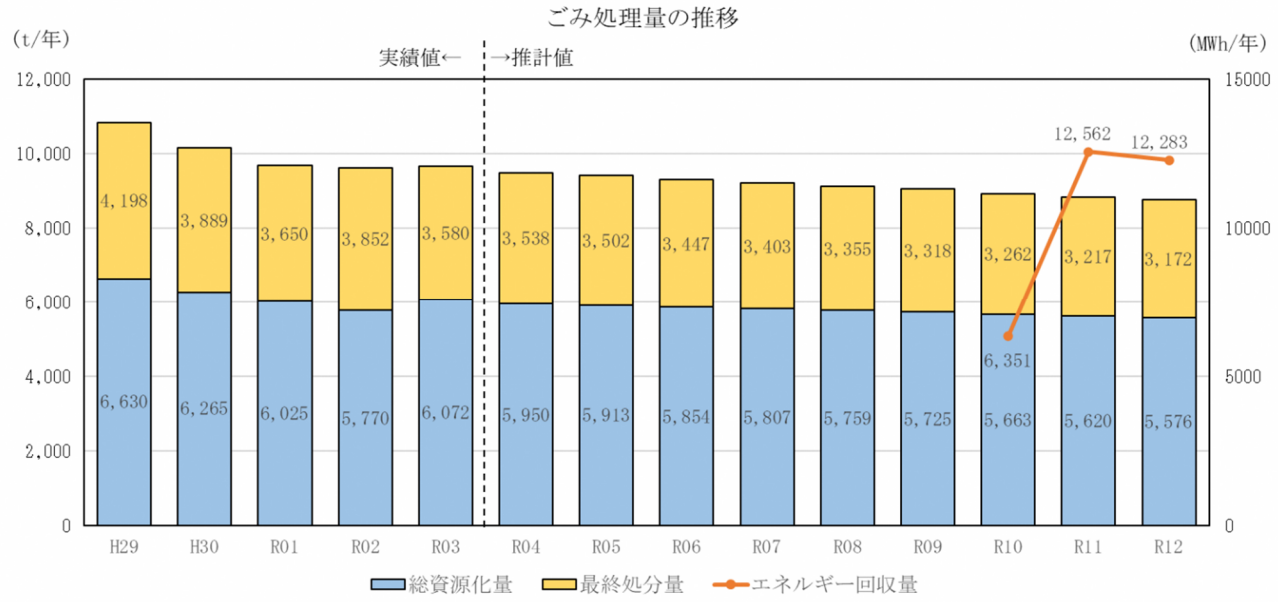
ごみ処理量の推移
(t/年)
(MWh/年)
実績値←
→推計値
12,000
10,000
8,000
6,000
4,000
2,000
0
15000
10000
5000
0
4,198
3,889
3,650
3,852
3,580
3,538
3,502
3,447
3,403
3,355
3,318
3,262
3,217
3,172
6,630
6,265
6,025
5,770
6,072
5,950
5,913
5,854
5,807
5,759
5,725
5,663
5,620
5,576
6,351
12,562
12,283
H29
H30
R01
R02
R03
R04
R05
R06
R07
R08
R09
R10
R11
R12
総資源化量
最終処分量
エネルギー回収量

３．生活排水処理に関する計画図（令和３年度末現在）

位置図

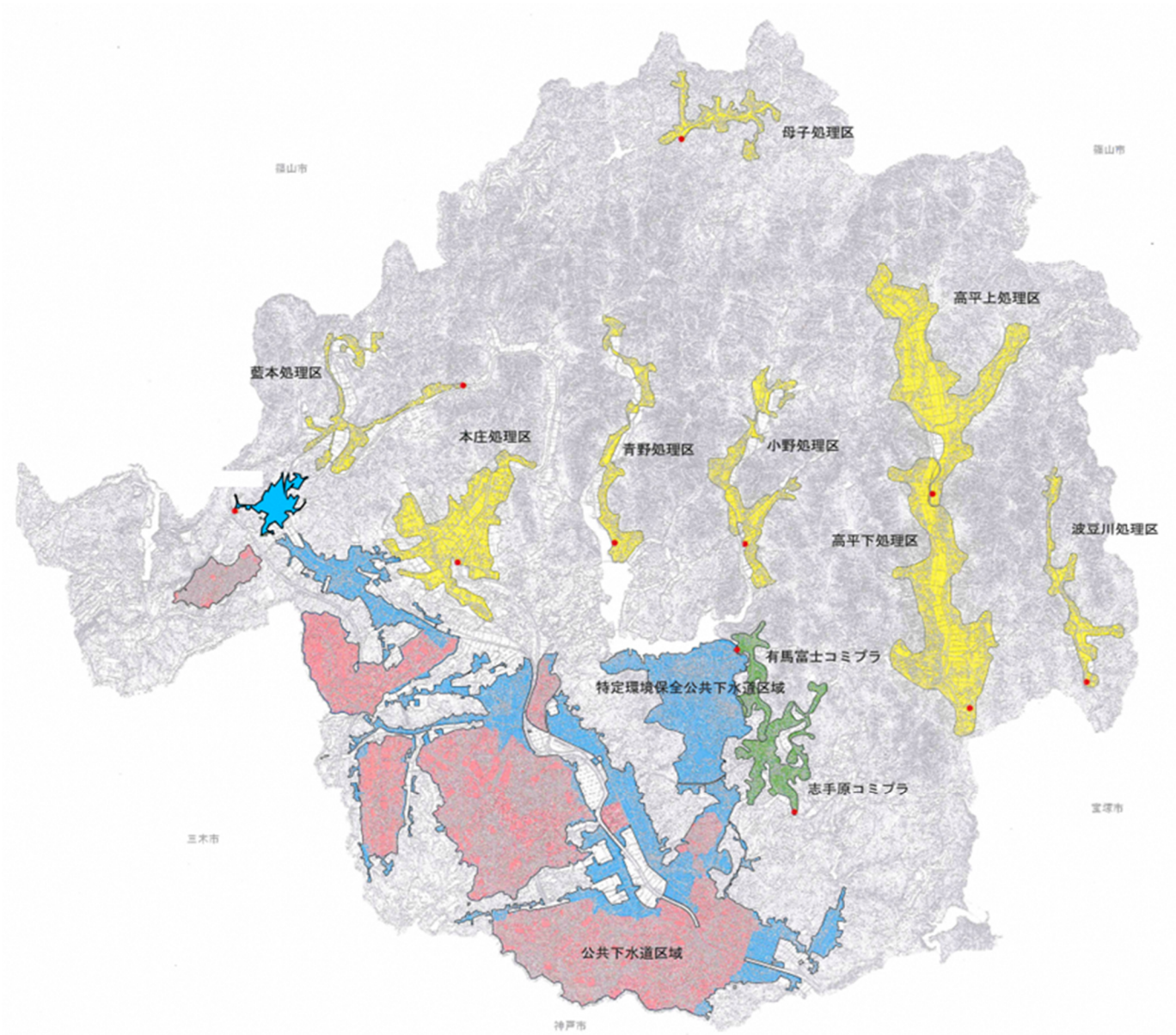

凡　例	
	公共下水道区域
	特定環境保全公共下水道区域
	農業集落排水区域
	コミュニティ・プラント区域
●	浄化センター

4．現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ

・災害時の道路啓開などの対応や、復旧・復興時のみならず平時におけるインフラ・メンテナンス等を担う建設業等の人材育成を図るため、兵庫県の実施する将来に向けての担い手確保・育成を促進する取り組みについて、周知啓発などの支援に努める。
（まちの再生部）【別1・9-2-①・9-5-②】
・市内には、大学や専門学校が立地しており、災害時には学生等の協力も期待できることから、大学、専門学校との連携強化や災害時応援協定の締結を推進するとともに、学生災害ボランティア活動補助などにより、学生等への防災意識の啓発やボランティア意識の醸成を図る。（危機管理課）【別1・9-4-②】

（２）防災教育の実施

・市民自らが、状況に応じた手段によって情報を収集し、適切な避難行動に繋がるよう、平時から広報紙やホームページ等を活用し、災害時の情報提供の種類や方法、避難行動について分かりやすく伝えることで、市民の防災意識の向上を図る。
（危機管理課）【別1・5-3-③】
・大規模災害においては、命を守ることを最優先とした避難行動や備えが重要であり、平時から市民一人ひとりの防災意識を高める取り組みが必要である。そのためには、現在、進めている学校を中心とした防災教育等の推進に努める。（学校教育部）【別1・1-5-②】
・就学前の幼稚園、保育所等でも避難訓練等の機会を通じ災害時の意識や行動を教えていく。（子ども・未来部）【別1・1-5-②】
・より多くの市民が正しい避難の知識を習得し、避難行動へ繋げる取り組みが必要であることから、広報紙、ホームページ、出前講座など多様な手段により啓発活動を推進する。（危機管理課）【別1・1-5-②】

12　老朽化対策

（１）社会基盤施設の老朽化対策

・市が管理する道路、河川等の社会基盤施設について、計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する。（まちの再生部）【別1・7-5-①】
・老朽化対策を着実に実施するため、技術職員に対する点検・維持管理・修繕等における知識の向上に向けた、研修機会の確保など人材確保に努める。
（まちの再生部）【別1・7-5-①】

（２）公共施設の老朽化対策

・クリーンセンター（ごみ処理施設）は、平成４年から稼働しており老朽化が著しいことから、R２年度から新ごみ処理施設の整備に向けて具体的な検討を進める。新ごみ処理施設は発災時においても安定的に稼働できる施設となるよう計画する。なお、当面の間、現施設を稼働させる必要があることから、廃炉時期を見据え計画的に修繕を行う。（まちの再生部）
【別1・9-1-②】
・学校等施設は児童生徒の学校生活の場であり、良好な教育環境と安全の確保を図るために、老朽化した建物について長寿命化計画に基づき計画的に大規模等改修工事を行う。
（施設所管部）【別1・1-1-①・4-1-①】

（３）その他老朽化対策

・老朽化した農業集落排水施設等の機能診断を早急に行い、それに基づき、長寿命化対策等を着実に推進する。（上下水道部）【別1・7-3-②】

・管理者に対して、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促していく。また、県、指定検査機関と連携し、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況の把握を促進する。（上下水道部）【別1・7-3-③】

13　広域連携・官民連携

（１）広域連携

・関西広域連合の構成団体として、兵庫県とともに、広域連携や防災体制の充実強化を図るため、応援協定の広域化や合同訓練などにより、市域を越えた連携強化を図る。
（危機管理課）【別1・4-1-⑤】

・大規模災害発生時に複数の自治体が被災すれば、自衛隊、警察、消防等の実動機関は、担当区域外からの部隊増員が必要となることから、効率的・効果的な部隊の運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する実戦的な合同訓練を実施する。
（危機管理課・消防本部）【別1・2-3-③】

・日本水道協会兵庫県支部内事業体間で、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく実務訓練や情報伝達訓練を継続し、大規模災害時の対応力の強化を図る。
（上下水道部）【別1・7-2-③】

・災害廃棄物の処理を円滑に行うため、実効性の高い協力体制の構築を目指し、近隣自治体間の相互応援体制の構築を進める。（まちの再生部）【別1・9-1-①・9-1-③】

（２）官民連携

・大規模災害発生を想定した受援マニュアルの整備を行うとともに、防災関連機関が一同に会する三田市防災会議を開催し、連携や防災体制の充実強化を図る。
（危機管理課）【別1・2-3-③】

・発災時には市の対応力には限りがあることから、災害関連団体や民間企業との災害時応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高めるため、総合防災訓練への参加や定期的な情報共有等を促進する。（危機管理課・消防本部）【別1・2-3-③】

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表１

1 地域の概要

(1)地域名	三田市	(2)地域内人口	109,072人	(3)地域面積	210.32 ㎢
(4)構成市町村等名	三田市	(5)地域の要件	(人口) 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し:	設立(予定)年月日:〇〇年〇〇月〇〇日設立、認可予定			

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに〇を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	10,819	9,791	10,296	9,575	9,675	9,212 (R3比 -4.8%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.45	3.20	3.45	3.23	3.05	2.93 (R3比 -3.7%)
	生活系 総排出量(トン)	22,833	22,309	22,801	22,928	22,296	18,549 (R3比 -16.8%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	195	192	199	201	198	174 (R3比 -12.1%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	33,652	32,100	33,097	32,503	31,971	27,761 (R3比 -13.2%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,001 (5.9%)	1,620 (5.0%)	1,463 (4.4%)	971 (3.0%)	1,586 (5.0%)	1,444 (5.2%)
	総資源化量(トン)	6,630 (17.8%)	6,265 (17.5%)	6,025 (16.4%)	5,770 (16.1%)	6,072 (17.3%)	5,576 (18.3%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	12,283
	(年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,198 (12.5%)	3,889 (12.1%)	3,650 (11.0%)	3,852 (11.9%)	3,580 (11.2%)	3,172 (11.4%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料－2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却処理施設	三田市クリーンセンター (ごみ焼却処理施設)	三田市	全連続燃焼式ストーカ炉	210(t/日)	平成4年4月	令和10年度廃止予定	令和10年度予定	洪水浸水想定区域外	
粗大ごみ処理施設	三田市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	三田市	剪断破砕機 回転式破砕機	30(t/5h)	平成4年4月	令和10年度廃止予定	未定	洪水浸水想定区域外	
リサイクルセンター	三田市クリーンセンター (リサイクルセンター)	三田市	選別・圧縮	1.5(t/日)	平成10年6月		未定	洪水浸水想定区域外	
し尿処理施設	三田市環境センター	三田市	膜分離	44(kℓ/日)	平成22年		未定	浸水深さ:0.5m～3.0m未満 対策:監視室・電気室を2階に設置。設備機器を全て建屋内に設置し、出入口は気密性扉を設置(浸水時は土嚢を設置)。 災害等で稼働不可の場合は近隣市町へ処理を依頼。	

(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却処理施設	(仮称)三田市新ごみ処理施設 (ごみ焼却処理施設)	三田市	全連続燃焼式ストーカ炉	120(t/日)	令和10年9月	施設の老朽化	有 (三田市クリーンセンター)	R11～R11 (全体事業:R6～R12)	洪水浸水想定区域外	―	三田市クリーンセンター解体事業と一体として(仮称)三田市新ごみ処理施設を整備
粗大ごみ処理施設	(仮称)三田市新ごみ処理施設 (粗大ごみ処理施設)	三田市	破砕・選別・圧縮	14(t/5h)	令和10年9月	施設の老朽化	―		洪水浸水想定区域外	―	

4　生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和12年度
総人口		113,038	112,373	111,294	110,397	109,072	103,856
公共下水道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	97,249 86.0%	97,038 86.4%	96,280 86.5%	95,722 86.7%	95,626 87.7%	91,913 88.5%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	4905 4.3%	4810 4.3%	4641 4.2%	4544 4.1%	4,371 4.0%	3,843 3.7%
コミュニティプラント	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2526 2.2%	2481 2.2%	2389 2.1%	2340 2.1%	1,408 1.3%	1,142 1.1%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	5,595 4.9%	5,479 4.9%	5,475 4.9%	5,340 4.8%	5,281 4.8%	4,777 4.6%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	2,763	2,565	2,509	2,451	2,386	2,181

※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料－２ ）

5　浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	三田市	848	2,380	平成3年度	56	168	令和12年度	
公共浄化槽等整備推進事業	三田市							

※ 生活排水処理に関する計画図を添付した。（添付資料－3）

様式2

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画　総括表２

事業種別 / 事業名称		事業番号※1	事業主体名称※2	規模	単位	事業期間※5 開始	事業期間※5 終了	国土強靭化地域計画	総事業費(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	交付対象事業費(千円)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業									3,811,790	0	49,540	294,340	1,280,450	1,704,300	483,160	0	2,900,380	0	0	164,500	1,015,950	1,394,030	325,900	0	
粗大ごみ処理施設整備事業		1	三田市	14	t/5h	R6	R10	○	3,811,790	0	49,540	294,340	1,280,450	1,704,300	483,160	0	2,900,380	0	0	164,500	1,015,950	1,394,030	325,900	0	
○エネルギー回収等に関する事業									20,303,510	0	198,150	1,177,370	6,443,550	8,802,070	2,791,370	891,000	16,458,870	0	0	657,990	5,379,360	7,551,670	2,099,850	770,000	
ごみ焼却施設整備事業	旧ごみ焼却施設解体事業	2	三田市	120	t/日	R6	R11	○	20,303,510	0	198,150	1,177,370	6,443,550	8,802,070	2,791,370	891,000	16,458,870	0	0	657,990	5,379,360	7,551,670	2,099,850	770,000	全体事業:R6～R12 新ごみ焼却施設整備事業:R6～R10 旧ごみ焼却施設解体事業:R10～R12
○浄化槽に関する事業									21,840	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	17,416	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	
浄化槽設置整備事業			三田市	49	基	R5	R11		21,840	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	17,416	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	2,488	
○施設整備に関する計画支援事業									25,750	3,750	0	0	5,500	16,500	0	0	25,750	3,750	0	0	5,500	16,500	0	0	
(仮称)三田市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者選定事業		1, 2	三田市			R5	R5	○	3,750	3,750							3,750	3,750							全体事業:R4～R5
旧ごみ焼却施設解体工事に係る設計発注支援事業		2	三田市			R8	R9	○	22,000				5,500	16,500			22,000				5,500	16,500			
合　計									24,162,890	6,870	250,810	1,474,830	7,732,620	10,525,990	3,277,650	894,120	19,402,416	6,238	2,488	824,978	6,403,298	8,964,688	2,428,238	772,488	

※1　事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。
※2　広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
※3　実施しない事業の欄は削除して構わない。
※4　同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
※5　事業が地域計画を跨ぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
※6　廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を記載すること。

【参考資料様式１】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	三田市
(2) 施設名称	(仮称)三田市新ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設)
(3) 工期	令和 6 年度 ～ 令和 10 年度
(4) 施設規模	処理能力 14t／5h
(5) 処理方式	破砕、選別、圧縮方式
(6) 地域計画内の役割 ※1	既存施設の老朽化への対処、不燃ごみ・粗大ごみの破砕・選別及び資源化の促進
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 (無) 未定

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数(積載量) ・運行計画

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	

(11)総事業計画額 ※2	3,811,790 千円 うち、交付対象事業費 2,900,380 千円

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

【参考資料様式２】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	三田市
(2) 施設名称	(仮称)三田市新ごみ処理施設(ごみ焼却処理施設)
(3) 工期	令和 6 年度 ～ 令和 11 年度 (全体:令和 6 年度 ～ 令和 12 年度)
(4) 施設規	処理能力 120t／日(60t／日×2 炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式焼却方式(全連続燃焼式)
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 (有)(発電効率 18%) ・ 無 2. 熱回収の有無 有(熱利用率 %) ・(無)
(7) 地域計画内の役割 ※1	既存施設の老朽化への対処、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	(有) 無 未定

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガスの利用計画	

(12) 総事業計画額 ※2	20,303,510 千円(全体:20,749,010 千円) うち、交付対象事業費 16,458,870 千円(全体:16,843,870 千円)

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。

【参考資料様式７】

施設概要（浄化槽系）

都道府県名　兵庫県

(1) 事業主体名	三田市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	(目的) 公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の保全、公衆衛生の保全。 (内容) 浄化槽法第4条第1項の規定に基づく、構造基準に適合する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ﾘｯﾄﾙ(日間平均)以下の機能を有するとともに、「浄化槽整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあたっては、同指針に適合する浄化槽を整備する。
(4)事業期間 (生活排水処理基本計画期間)※ 生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和5年度　～　令和11年度
(5) 事業対象地域の要件	(人口) 面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費　17,416　千円

○　事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (　　人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	35基(　105人分)	11,620,000円	14,000,000円	11,620,000円
6～ 7人槽	14基(　42人分)	5,796,000円	7,840,000円	5,796,000円
8～10人槽	基(　人分)			
11～20人槽	基(　人分)			
21～30人槽	基(　人分)			
31～50人槽	基(　人分)			
51人槽以上	基(　人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費 (災害)	基			
改築費 (長寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	49基(147人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	17,416,000円	21,840,000円	17,416,000円

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (　　人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基(　　人分)			
6～ 7人槽	基(　　人分)			
8～10人槽	基(　　人分)			
11～15人槽	基(　　人分)			
16～20人槽	基(　　人分)			
21～25人槽	基(　　人分)			
26～30人槽	基(　　人分)			
31～40人槽	基(　　人分)			
41～50人槽	基(　　人分)			
51人槽以上	基(　　人分)			
共同浄化槽	人槽　基(　　戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
事務費				
浄化槽整備効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合　計	基(　　人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。			

【参考資料様式８】

計画支援概要

都道府県名 兵庫県

(1) 事業主体名	三田市	
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため	
(3) 事業名称	新ごみ処理施設整備に係る 施設整備事業者選定業務	旧ごみ焼却施設解体工事に係る 設計発注支援事業
(4) 事業期間	令和5年度 ～ 令和5年度 （全体：令和4年度 ～ 令和5年度）	令和8年度 ～ 令和9年度
(5) 事業概要	事業者選定支援等	基本設計等

(6) 総事業計画額 ※1	3,750千円(全体：7,150千円) うち、交付対象事業費3,750千円 （全体：7,150千円）	22,000千円 うち、交付対象事業費22,000千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること。